

# 資 料

# 札幌市男女共同参画推進条例

平成14年10月7日

条例第27号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条—第7条)

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第19条)

### 第3章 札幌市男女共同参画審議会(第20条)

### 第4章 雑則(第21条)

### 附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がまだまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を發揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取組(積極的改善措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会等における男女共同参画の推進)

第13条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

(教育及び学習の振興)

第15条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援等)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握す

るための調査について、協力を求めることができる。

(苦情等の申出)

第18条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(国際的協調)

第19条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

### 第3章 札幌市男女共同参画審議会

(札幌市男女共同参画審議会)

第20条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第20条第3項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」を「／中高層建築物紛争調整委員会委員／男女共同参画審議会委員／」に改める。

## 男女共同参画行政関係年表

年	世界	日本	札幌市
1974年 (昭和49)			■厚生局婦人主査設置
1975年 (昭和50)	■国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ)。「世界 行動計画」採択	■「婦人問題企画推進本部」及び 「総理府婦人問題担当室」設置 ■「婦人問題企画推進会議」ス タート	■市民局青少年婦人部青少年婦人 主幹新設 ■「札幌市婦人会館」市民局へ移 管
1976年 (昭和51)	■「国連婦人の十年」スター ト	■民法等の一部を改正する法律成 立(離婚復氏制度)	■各区に「区青少年婦人活動推進 員」を設置
1977年 (昭和52)		■「国内行動計画」策定 ■「国立婦人教育会館」開館	■「女性のための講演会」(後に 「女と男のための講演会」に改 称)開催
1978年 (昭和53)		■「婦人白書」発表	■札幌・ポートランド婦人交流事 業開始
1979年 (昭和54)	■第34回国連総会「女子に対 するあらゆる形態の差別撤廃 条約」採択		■「婦人の現状調査研究」発行
1980年 (昭和55)	■「国連婦人の十年」中間年 世界会議開催(コペンハーゲン)。「国連婦人の十年後半 期行動プログラム」採択 ■「女子差別撤廃条約」署名	■「女子差別撤廃条約」署名 ■「民法及び家事審判法の一部を 改正する法律」成立 (配偶者の相続分引上げ等)	■市民局青少年婦人部婦人主幹新 設 ■「百万都市の婦人―婦人の生活 構造と生活志向に関する報告書」 発行
1981年 (昭和56)	■「女子差別撤廃条約」発効 ■ILO156号条約採択	■「国内行動計画後期重点目標」 決定	■「札幌市婦人特定調査報告書」 発行 ■「札幌市婦人問題懇話会」発足 ■「札幌市婦人文化センター」開 館
1982年 (昭和57)			■札幌市婦人問題懇話会。「札幌 市の女性のための施策への提言― 女性の自立と地位向上をめざし て」を提出
1984年 (昭和59)	■国連婦人の十年エスカップ 地域政府間準備会議開催(東 京)	■「国籍法及び戸籍法の一部を改 正する法律」成立(父母両系主義 へ)	■「札幌市女性のための計画」策 定 ■「札幌市女性のための行政推進 会議」設置
1985年 (昭和60)	■「国連婦人の十年」世界会 議開催(ナイロビ) ■「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	■「国籍法」改正 ■「男女雇用機会均等法」公布 ■「女子差別撤廃条約」批准	■サッポロフォーラム(後に「女 と男のトークセッション」に改 称)開催 ■女性消防吏員採用開始 ■ナイロビ世界会議NGOフォー ラムに女性8名を派遣
1986年 (昭和61)		■「婦人問題企画推進有識者会 議」開催 ■「男女雇用機会均等法」施行	■市民局青少年婦人部婦人課婦人 係新設 ■「札幌市女性のための計画推進 懇談会」開催 ■「男女平等教育指導資料」(教 師用)作成
1987年 (昭和62)		■「西暦2000年に向けての新国内 行動計画―男女共同参加型社会 の形成を目指す」策定	■男女平等教育副読本「むすぶ心 ひろがる未来」発行
1989年 (昭和64) (平成元)	■国連総会「子どもの権利条 約」採択	■新学習指導要領告示(家庭科の 男女共修)	■「札幌市審議会等委員への女性 登用促進要綱」制定 ■婦人文化センター拡充 ■現業職員の採用選考基準の改正 (市長部局の現業職員の採用にあ たり、男女の性区分を撤廃)

年	世界	日本	札幌市
1990年 (平成2)	■国連経社理「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		■水道局現業職員の女性受験制限撤廃
1991年 (平成3)		■「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）－男女の共同参画型社会の形成を目指す」策定 ■「育児休業法」公布	■「札幌市女性計画提言委員会」発足
1992年 (平成4)	■「環境と開発に関する国連会議」開催（リオデジャネイロ）	■「育児休業法」施行 ■婦人問題担当大臣の任命	■「女性問題に関する市民意識調査報告書」発行 ■部課係名を「青少年女性部」「女性企画課」「推推係」に名称変更 ■婦人文化センターを女性センターに名称変更
1993年 (平成5)	■「国連世界人権会議」開催（ウィーン） ■国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	■「パートタイム労働法」成立・施行	■札幌市女性計画提言委員会「第2次札幌市女性計画への提言－男女の共同参画によって築き上げる社会を目指して」を提出
1994年 (平成6)	■国際家族年 ■ILO総会「パートタイムに関する条約」採択 ■「国際人口・開発会議」開催（カイロ）	■総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置 ■内閣総理大臣を本部長とし閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を内閣に設置	■「男女の共同参画型社会を目指す さっぽろ計画」策定
1995年 (平成7)	■「社会開発サミット」開催（コペンハーゲン） ■国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ■「第4回世界女性会議」開催（北京）。「北京宣言及び行動綱領」採択	■「ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 ■「育児・介護休業法」成立・施行（「育児休業法」の改正） ■「男女雇用機会均等法」の見直し作業開始	■「女性計画推進懇話会」設置 ■戦後50年記念事業「女性たちの歩み、そして未来」（講演会）開催 ■「NGOフォーラム北京'95」に女性14名を派遣
1996年 (平成8)		■法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」を答申 ■「男女共同参画2000年プラン」策定 ■男女共同参画推進連携会（えがりてネットワーク）発足	■「第2女性センター基本構想検討委員会」設置 ■同委員会「第2女性センター基本構想」を提出 ■北海道・東北・関東甲信越地区男女共同参画推進地域会議開催
1997年 (平成9)	■第41回婦人の地位向上委員会開催（ニューヨーク）	■男女共同参画審議会設置（法律） ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「介護保険法」公布 ■労働基準法的女子保護規定の一部改正 ■男女共同参画白書発表	■女性問題に関する市民意識調査実施 ■「女性への暴力（家庭内暴力）」対策関係機関会議の設置 ■女性計画推進懇話会に公募市民枠を設定 ■小学校用男女平等教育副読本「心のハーモニー」発行
1998年 (平成10)		■男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申	■機構改革により女性企画室を設置。これに伴い女性企画課を男女共同参画課へ名称変更 ■「女性のための心とからだの相談員」「男女共同参画推進員」設置 ■女性への暴力に関する調査研究報告書発行

年	世界	日本	札幌市
1999年 (平成11)	■エスキャップハイレベル政府間会議（バンコク）	■「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ■「食料・農業・農村基本法」の公布、施行（女性の参画促進を想定） ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	■（仮称）男女共同参画センター基本計画の策定 ■男女共同参画に関する企業意識調査実施
2000年 (平成12)	■国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）において「政治宣言」及び「成果文書」採択	■「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」成立（平成12年11月施行） ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ■「男女共同参画基本計画」閣議決定 ■「男女共同参画週間について」男女共同参画推進本部決定	■女性企画室を男女共同参画推進室へ名称変更 ■女性計画推進懇話会を男女共同参画推進懇話会に名称変更 ■「札幌市女性計画行政推進会議」を「札幌市男女共同参画行政推進会議」に名称変更 ■札幌市男女共同参画推進懇話会。「21世紀における札幌市の男女共同参画社会の形成に向けて」諮問 ■「人権フォーラム」開催
2001年 (平成13)		■「男女共同参画会議」設置 ■内閣府男女共同参画局設置 ■「男女共同参画週間」開始 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立（平成13年10月施行；一部平成14年4月施行）	■（仮称）札幌市男女共同参画センター実施事業検討会議設置 ■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市女性センター開館20周年記念女性センターフェスティバル開催
2002年 (平成14)		■アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	■札幌市男女共同参画推進懇話会から「21世紀における札幌市の男女共同参画社会の形成に向けて」を答申 ■（仮称）札幌市男女共同参画事業運営会議設置 ■「札幌市男女共同参画推進条例」公布（平成14年10月7日）、施行（平成15年1月1日） ■「札幌市男女共同参画推進懇話会」廃止
2003年 (平成15)		■「次世代育成支援対策推進」成立（平成15年7月施行） ■「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立（平成16年7月施行） ■「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ■第4回、5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	■「男女共同参画さっぽろプラン」策定（平成15年1月）、施行（4月） ■札幌市男女共同参画審議会設置。「（仮称）札幌市男女共同参画計画素案について」諮問・答申 ■自営業者の家族従業者等実態調査の実施 ■札幌市女性センター閉館 ■札幌市男女共同参画センター開館
2004年 (平成16)		■「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（平成16年12月2日施行）	■札幌・ポートランド男女共同参画交流事業（派遣）実施 ■男女共同参画に関する企業の意識調査の実施

年	世界	日本	札幌市
2005年 (平成17)	■第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	■「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	■札幌市男女共同参画審議会「札幌市のDV対策の方向性について」諮問・答申 ■札幌市配偶者暴力相談センター開設 ■札幌市男女共同参画審議会「札幌市男女共同参画センター使用料の一部変更について」諮問・答申 ■札幌市男女共同参画センター条例改正(女性料金制度廃止、指定管理者制度導入) ■札幌市男女共同参画審議会「男女共同参画さっぽろプランの見直しについて」諮問
2006年 (平成18)		■「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂	■「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」策定 ■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「男女共同参画さっぽろプランの見直しについて」答申
2007年 (平成19)		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ■「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	■男女共同参画さっぽろプラン(第2次)策定(平成19年3月)、施行(平成19年4月) ■「男女平等教育指導資料」(教師用)改訂
2008年 (平成20)		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改訂 ■「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ■女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	■男女共同参画審議会「札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について」諮問、答申
2009年 (平成21)		■育児・介護休業法の一部改正公布 ■女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	■「札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定、施行 ■男女共同参画に関する企業の意識調査の実施
2010年 (平成22)	■第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)(ニューヨーク)	■「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011年 (平成23)			■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」諮問
2012年 (平成24)			■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」答申
2013年 (平成25)			■「第3次男女共同参画さっぽろプラン」策定、施行(平成25年4月)

年	世界	日本	札幌市
2014年 (平成26)	■第1回「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(東京)		■日本女性会議2014札幌開催(平成26年10月) ■「第2次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定、施行
2015年 (平成27)	■第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)(ニューヨーク)	■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行 ■「第4次男女共同参画基本計画」策定	
2016年 (平成28)	■第1回「東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム」開催	■「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ■「育児・介護休業法」改正	■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」諮問 ■「札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」制定
2017年 (平成29)		■「子育て安心プラン」公表 ■「刑法の一部を改正する法律」公布・施行	■「札幌市パートナーシップ宣誓制度」の運用開始 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」答申
2018年 (平成30)		■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ■「働き方改革関連法」成立	■第4次男女共同参画さっぽろプラン策定(平成30年3月)、施行(平成30年4月)
2019年 (平成31) (令和元)	■男女共同参画担当大臣会合(パリ)において、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられる。	■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 ■配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	
2020年 (令和2)	■第64回国連女性の地位委員会(国連「北京+25」記念会合)(ニューヨーク)	■「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021年 (令和3)		■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行 ■「育児・介護休業法」改正	■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」諮問
2022年 (令和4)		■「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」答申
2023年 (令和5)		■「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行	■第5次男女共同参画さっぽろプラン策定(令和5年3月)、施行(令和5年4月) ■男女共同参画センター開館20周年
2024年 (令和6)		■「育児・介護休業法」改正 ■「次世代育成支援対策推進法」改正	



## 男女共同参画さっぽろプラン 令和6年度 実施報告書

【編集・発行】

札幌市市民文化局市民生活部  
男女共同参画室男女共同参画課  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
TEL 011-211-2962 FAX 011-218-5164  
E-Mailアドレス danjo@city.sapporo.jp  
令和8年（2026年）3月

市政等資料番号	01-D04-25-2497
関係部局保存期間	1年